

第 53 回 鈴鹿市都市計画審議会 議事要約書

- 1 日時：令和 6 年 2 月 14 日（水）14 時 00 分から 15 時 00 分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館 6 階 庁議室
- 3 出席者：
（都市計画審議会委員）
（オンライン出席）
坂口博文、村山顕人
（会場出席）
磯部友彦（会長）、山路由実子（職務代理者）、
内山安司、鈴木秀、金沢幸子、福嶋礼子、藤枝律子、矢田和夫、
曾我正彦、矢田真佐美、市川哲夫、中西大輔、森喜代造
（鈴鹿市）
都市整備部長 今村隆之
都市整備部次長 伊藤実
都市計画課長 齋藤鎮伸
（事務局）
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、岩井佑樹
- 4 議題：
（1） 諮問第 1 号 鈴鹿市都市マスタープラン改定について
（2） 諮問第 2 号 鈴鹿市景観計画改定について
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍 聴 者：0 名
- 7 議事録署名人：内山安司委員、金沢幸子委員
- 8 配布資料：第 53 回 鈴鹿市都市計画審議会 事項書
第 53 回 鈴鹿市都市計画審議会 議案書
鈴鹿市都市マスタープランの改定等について（諮問）
鈴鹿市景観計画の改定等について（諮問）
- 9 審議会の内容（要約）

幹事（課長）

只今から第 53 回鈴鹿市都市計画審議会を開催します。委員の皆様には、お忙しいところ当審議会に出席いただきありがとうございます。本日の審議会は、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領に基づき一部委員の方がオンライン参加であることを報告します。それでは初めに副市長が挨拶します。

副市長

皆様、本日は忙しい中第 53 回鈴鹿市都市計画審議会への出席ありがとうございます。また、日頃は本市の都市計画行政を始め、市政各般にわたり格別の理解と協力に感謝します。当審議会は、本市の都市計画に関する事項について、審議する重要な審議会です。委員の皆様方には、何かとお世話になります。よろしくお願いいたします。本日の議題は諮問事項が 2 件あります。まず、諮問第 1 号の「鈴鹿市都市マスタープラン改定について」です。現計画の計画期間が令和 5 年度末をもって終了することから、計画改定に向けて第 48 回鈴鹿市都市計画審議会にて都市マスタープラン改定に関する小委員会の設置を認めていただき、小委員会と 3 年にわたり協議を進めながら、適宜審議会に改定内容を報告しました。このたび、市議会全員協議会における説明やパブリックコメントを経て、最終案がまとまったので、説明を行い答申をいただきたいと考えています。

また、諮問事項の 2 件目は「鈴鹿市景観計画改定について」です。この計画は、都市マスタープランのテーマ別都市づくりの一つである「水と緑、景観の都市づくり」に係る計画です。この計画も令和 5 年度末をもって、計画期間が終了することから、改定作業を進めてきました。計画変更の手続きにおいて景観法第 9 条第 8 項の規定により、当審議会の御意見を伺う必要があることから諮問をします。以上が本日の議題です。皆様から貴重な意見を頂きたいと考えています。審議の程よろしくお願いいたします。

幹事（課長）

申し訳ありませんが、副市長は他の公務がありますので、ここで退席をします。理解願います。

（副市長退席後）

続きまして、お手元に配布した資料の確認をお願いします。

- ・第 53 回鈴鹿市都市計画審議会 事項書
- ・第 53 回鈴鹿市都市計画審議会 議案書
- ・諮問書
- ・名簿

さらに、会場の委員には本日机の上に配付しています

- ・パワーポイント資料

以上ですが過不足等はありませんか。なお、パワーポイント資料は、この会議室の映写の不鮮明な箇所を補足する資料として配っています。パソコン画面にて画像を見られるオンライン参加の委員には、送っていません。資料の不備等があったら、事務局まで言ってください。

それでは、議事に入る前に何点かお断りをします。まず、議事録作成のため録音します。議事録は要約記録とし公開します。また、質疑応答の際に発言する場合は、議長へ呼びかけ議長から指名を受けた後に発言願います。さらに会場にて出席の委員は、席に設置のマイクの4番「要求」ボタンを押してから議長への呼びかけをお願いします。その後発言が終了しましたら5番「終了」のボタンを押すようお願いいたします。それでは、鈴鹿市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、磯部会長に議長をお願いします。磯部会長、議事進行をよろしく申し上げます。

議長（会長）

それでは、規定により私が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。本日は、審議会委員15名中15名の委員が出席し、2分の1以上に達しており、鈴鹿市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、審議会は成立しますことを宣言します。

また、本日の傍聴者については、オンライン傍聴者の方1名が申込されていることを報告します。オンライン傍聴の接続をお願いします。

議事に先立ち、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第9条の規定に基づき、議事録署名人を2名指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順で指名します。本日の議事録署名人は内山委員と金沢委員になります。委員の皆様よろしいですか。内山委員と金沢委員よろしくお願いいたします。それでは、手元に配布しています事項書に基づき進めます。本日の案件は2件です。

諮問第1号「鈴鹿市都市マスタープラン改定について」事務局説明をお願いします。

事務局

諮問第1号鈴鹿市都市マスタープラン改定について説明します。

前回、令和5年11月10日に開催しました第52回鈴鹿市都市計画審議会にて新都市マスタープランの計画原案について説明しました。その後、パブリックコメント、鈴鹿市議会全員協議会を経て令和6年1月24日に第6回小委員会を開催し市議会への説明及びパブリックコメントの実施結果を踏まえた計画最終案について協議いただきました。小委員会は令和3年4月5日開催の都市計画審議会に設置の承諾をいただき。約3年間、全6回にわたり議論いただきました。そして、本日第53回鈴鹿市都市計画審議会に諮問させていただきました。

鈴鹿市議会議員全員協議会における意見とその対応について説明します。

市街化調整区域の工業立地規制見直しについての意見に対して、市街地形成

検討地区（工業系）の区域面積を増やしていることを説明しました。

新土地需要エリアは幹線道路からどのくらいの幅で土地利用ができるのかとの意見に対して、新土地需要エリアは幅を定めるのではなく、幹線道路から都市計画法の地区計画制度を活用した工業団地の開発を行う方針を示していることを説明しました。

市街地形成検討地区（工業系）を広げていく考えがあるのかとの意見に対して、今回の改定において、鈴鹿 IC と御菌工業団地周辺の市街地形成検討地区（工業系）を区域拡大していることを説明しました。

交通ネットワークについての考えに対する意見に対して、鈴鹿市地域公共交通計画で検討していく考えであることを説明しました。

神戸地域の都市拠点としての考え方に対する意見に対して、神戸地域に適した土地利用を図っていく考えであることを説明しました。

以上が鈴鹿市議会議員全員協議会における意見とその対応です。5 件の意見に対する鈴鹿市都市マスタープラン修正等の対応は行っていません。

次に、意見公募手続（パブリックコメント）の結果について説明します。パブリックコメントは、令和 5 年 11 月 24 日から 12 月 25 日まで実施し 2 名の方から 12 件の意見を頂きました。12 件いずれの意見につきましても、修正等の対応は行っていません。いただいた意見と回答について抜粋して紹介します。

No.1、No.3 については総合計画 2031 に関する意見でしたので、総合計画 2031 をご確認いただきたい旨、総合計画 2031 と整合を図っている旨を回答しています。

No.2 分野別計画との連携についての意見に対しましては、分野別計画の内容を確認し都市計画の基本的な方針を検討している旨を回答しています。

No.4 将来都市像を市民と共有する手法について、地域への提案、ディスカッションの実績について意見を頂き、アンケート、地域づくり協議会との協議、ワークショップ等を通じて市民意向を把握した事、マスタープランの周知を通じて将来都市像を市民の皆さんと共有したい旨を回答しています。

No.5 都市マスタープラン見直しに関する意見に対して、マスタープラン P12 に記載している旨を回答しています。

No.6 PDCA サイクルを用いた施策の実行・評価の記載が無いとの意見に対して、マスタープランは都市計画に関する理念や方針を示しており、評価の指標や PDCA サイクルの設定を行うものではない旨回答しています。

No.7 市民参加と協働により、市民の意見を反映する仕組みの整備について意見を頂き、アンケート、地域づくり協議会との協議、若年層に向けたワークショップ等を通じて市民意向の把握を行った旨を回答しました。

No.8 SDGs への貢献等に関する記載について賛同する意見を頂きました。

No.9 都市づくりにおける基本理念とまちづくりの視点との関わりについての意見に対して、まちづくりの視点を考慮しながら5つの都市づくりのテーマとこれらのテーマを支える2つの視点を設定している旨を回答しています。

No.10、No.12 再生可能エネルギーの推進ゾーンの設定等に関する意見に対して、マスタープランでは、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について、分野別計画であるしあわせ環境基本計画や鈴鹿市景観計画等に基づき方針を記載している旨を回答しています。

No.11 カーボンニュートラルに対するマスタープランでの記載について賛同いただく意見を頂きました。

以上がパブリックコメントの結果になります。

第6回鈴鹿市都市計画審議会小委員会において、委員の皆様から頂いた意見と事務局の対応方針です。参考資料1-2として添付しています。概要を報告します。

地域で議論する土壌を育てている段階で地域の方も慣れていない。地域別構想が策定されたら地域の課題をどのように解決していくのか地域ごとに対応していくことになる。との意見に対して、行政から地域に丸投げするのではなく、地域の考えを吸い上げながら行政として何が出来るのか検討し、都市計画の方針としてまとめることが出来たものについて地域別構想を地域計画に記載していく。と回答しています。

これからも、地域の意見を聴く場について継続して行い、次期改定に向けて準備し、今回改定においてできた繋がりを継続してほしい。都市マスタープランについてどのように市民等に周知していくかが重要である。との意見に対しまして、発信手法として、SNSを活用して発信していく。計画を策定して終了ではなく、むしろ今からがスタートであると考え。地域との協議も継続して行う。と回答しています。

産業系の土地利用についても鈴鹿市にとって重要との意見に対して、市内企業訪問や産業振興部が行ったアンケート調査で土地需要の確認を行い、ゾーン・エリアの設定を行ったこと、農業従事している若手農家の意見も聞き取りを行い、土地の混在を避けることが重要であるとの意見を頂き、参考としていることを回答しています。

以上が第6回鈴鹿市都市計画審議会小委員会での主な意見と対応方針の概要です。小委員会において最終計画案を適当と認めていただいたことを報告します。

次に、令和5年10月27日に開催した第5回小委員会以降の都市マスタープラン変更点について説明します。変更内容は、文字の大きさやフォントを見やすくするよう変更した点、色合いの変更、三重県との協議による変更、庁内調

整による修正となります。第5回小委員会でもいただいた意見や前回都市計画審議会での意見についても対応しています。

最後に、今後のスケジュールを説明します。1月23日に市長をはじめ部長級職員等で構成される、市の最終意思決定の場である、行政経営会議に付議し、承認を得ました。本日、本審議会において承認いただいたら、行政経営会議及び議会へ報告等を行い。その後、令和6年4月に新都市マスタープランを公表・運用開始したいと思います。

以上で、諮問第1号鈴鹿市都市マスタープラン改定についての説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言願います。

中西委員

鈴鹿市都市マスタープランについては概ね問題ないかと思う。

1月1日に発生した能登半島地震が都市計画に投げかけるものは大きいものがある。ハザードエリアからの長期的な居住誘導の箇所で、復興事前準備の取組が都市マスにも記載がある。もう少ししっかり取り組んで行くことを強調して欲しい。小委員会での意見もありましたが、これからどのように周知していくのが重要で、地域とコミュニケーションをとっていくことが必要。事務局には地域づくり協議会等を通じながら説明の機会を増やしていただきたい。次の世代に任せていくことも考えていく必要がある。今回の改定作業において、若い世代の意見を聴く機会もあったかと思うが、今後も不断に中高生・高等教育機関に対し周知すること、説明することに取り組んで欲しい。

事務局

今回発生した能登半島地震に注視しながら、復興について災害発生時に市民と協議を行うと、平常時の考え方ができないことを想定し、平常時から災害発生した場合の復興について考える『復興まちづくり』に取り組んで行かなければならない。次世代へ向けての取組も必要であり、いただいた意見を参考に今後も取り組んで行きたい。

森委員

パブコメ期間1か月間において2名から12件の意見をいただいたという事だが、すべての意見に対して都市マスへの反映は無しとなっている。反映すべき意見は無かったのか。

事務局

計画を見直すまでの意見は無かった。

森委員

対応の有無について事務局の判断で行っているのか。

事務局

事務局で作成した対応方針を部内及び行政経営会議に諮りまとめている。また、小委員会においても議論いただいている。

議長（会長）

3年かけて小委員会等で議論しており、その過程で様々な意見を反映している。主な意見として、これからの取組について多くの意見をいただいている。マスタープランで大きな枠をつくった中で、地域別構想などこれからの話であり、今後の取組に期待したい。

福嶋委員

行政主導からまちづくり協議会や地域住民との意見交換重視へと変わってきている。地域住民の意見は、多種多様でまとめることも難しいと思われるが、それが基本となるので、十分取り組んでいただきたい。また、行政内の繋がりについてリーダーシップを取り、取り組んで欲しい。社会情勢の変化のスピードが速くなっている中で柔軟な対応ができるよう取り組んで欲しい。

事務局

いただいたご意見を参考に取り組んで行きたい。

中西委員

人口減少について、まちづくりや都市づくりは量的なものを増やすイメージがあるが、『都市をたたむ』（饗庭著）の書籍にあるように、身の丈に合って縮むという考え方も取り入れてほしい。

事務局

現行都市マスタープランにおいてもコンパクトで住みよい都市づくりを謳っている。人口減少が顕著に表れてきているなか人口減少も踏まえて改定作業を進めてきた。人口減少は止められないのでそれに合った都市をどう作っていくのか考えていかなければならず、行政主導ですべて考えていくのではなく、地

域の考えを取り入れながら地域と共に都市づくりを進めていく。

議長（会長）

意見等出尽くしたように思いますので、意見をまとめたいと思います。

令和6年1月24日付け鈴都計第1077号で諮問のあった諮問第1号鈴鹿市都市マスタープラン改定について本日審議したところ、原案を適当と判断し、答申をしますがいかがでしょうか。

（委員に対し異議が無い事の確認）

ありがとうございました。

つづきまして、諮問第2号鈴鹿市景観計画改定について事務局説明をお願いします。

事務局

諮問第2号鈴鹿市景観計画改定について説明します。

令和5年度をもって、鈴鹿市景観計画が計画期間満了を迎えることから、令和4年1月24日に開催された第15回景観審議会において、計画改定について専門的に議論する組織として、景観審議会専門部会設置の承認をいただきました。専門部会で全5回にわたり計画改定についての議論を進め、適宜景観審議会に対しても進捗報告を行ってきました。また、鈴鹿市議会議員全員協議会における計画内容の説明や、パブリックコメントを経て、この度、景観計画改定案が出来上がったことから、都市計画審議会に対して諮問を行いました。

都市計画審議会への諮問については、景観法に基づくものです。景観法第9条において、景観計画を策定するとき及び変更するときは、その内容を都市計画審議会に諮らなければならない旨の規定があり、この規定に基づき、令和6年1月24日付け鈴都計第1077号において、都市計画審議会に対し景観計画改定について諮問を行いました。

景観計画の主な変更点は、3点あります。①届出対象行為に「木竹の伐採」を追加 ②届出対象行為に付随して太陽光発電施設を設置する際の景観協議の義務化 ③アクセント色を用いる色彩の変更の届出義務化、この3点です。それぞれについて説明します。

1点目、届出対象行為に「木竹の伐採」を追加することについてです。昨今、太陽光発電施設設置に伴う森林の伐採は、全国的に景観に対する憂慮事項となっており、本市においても、景観上の課題となっています。また景観計画の改定に際して実施した市民アンケートにおいても、多くの市民が自然的景観

を大切にしているということが分かりました。今回、景観法に基づく届出対象行為に木竹の伐採を追加することにより、「木を切る」という行為に対して、良好な自然景観を保全するための景観協議が実施できるようになります。

2点目、太陽光発電施設を設置する際の景観協議についてです。今回の景観計画の改定において、届出対象行為に付随して、太陽光発電施設を設置する際は、スライドで示す項目の景観協議を義務付けます。カーボンニュートラル社会の実現に向け、景観に配慮した施設の設置を求めています。

3点目、アクセント色を用いる色彩の変更についてです。本市では周辺景観への影響の大きさから、いわゆるアクセント色と呼ばれる彩度の高い色については、壁面の10%までしか使用できないという制限を掛けています。ただ、現行の制度においては、最大で壁面の60%までは届出をすることなくアクセント色を用いた色彩の変更を行うことができってしまうという制度上の瑕疵がありました。今回の改定で、周辺景観に対する十分な色彩のコントロールを行っていくように、アクセント色を用いる色彩の変更は規模問わず届出対象にすることによって、周辺に影響を及ぼすような色彩に対して指導できるように変更します。なお、3つの主な変更点以外にも、時代の潮流に沿った内容を計画に反映しています。

最後に今後の流れについて説明します。本日の都市計画審議会におきまして承認いただいたら、この後行われる第18回鈴鹿市景観審議会に対して報告します。景観審議会において、景観計画の改定案に対する承認をいただいたら、行政経営会議及び議会へ報告等を行い。そして、令和6年4月に、新景観計画の公表・運用開始する予定です。

これで、諮問第2号鈴鹿市景観計画改定についての説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら発言願います。

中西委員

木竹の伐採について、民有地の木竹について景観とみる方もいれば、管理不全とみる方もいる。その場合どのように適用されるのか。

事務局

木竹の伐採は、届出要件として1,000㎡を超える面積を伐採する場合適用される。届出された内容について、本市の景観にとってどうかという議論を行いながら協議していく。伐採を禁止するものではなく届出をいただき協議を始める。

中西委員

海岸線の松など管理不全の土地や所有者不明の土地に立っている。景観的には海岸線の松は良い景観であるので、慎重な対応が求められる。

アクセント色について、デザイン的に地域の景観と合わないとなった場合の対応はどうなっているか。

事務局

景観計画 P46 で景観形成基準を定めている。協議事項や遵守事項を定めている。本市において色彩と緑化の 2 つを遵守事項として定めている、色彩、明るさのコントロールをしているがデザイン性については遵守事項にはなっていない。協議事項の中で周辺への配慮の観点から協議していくことになる。

中西委員

地域によって使用する色だけでなくデザインが地域の景観を崩してしまうケースが多々あるかと思う。その点を行政として調査研究いただきたい。

村山委員

アクセント色について塗り替え時に 60%まで塗り替えることが出来ていたことについて詳しく説明して欲しい。また、問題になった事例があるのか。

事務局

実例としてまだ発生していない、鈴鹿市の場合色の塗り替えの時見付面積の 1/2 以下の場合届出が不要としている。当初アクセント色 10%塗ったまま、壁面の 1/2 (50%) を塗り替えられると合計で 60%アクセント色で塗り替えられることになる。

村山委員

理解できました。

市川委員

木竹の伐採と土砂災害の関係について。

太陽光発電施設について。確認したい。

事務局

道路の樹木の管理については、現行計画にも記載があるとおり、地域と共に

適正に管理していく。改定作業におけるアンケート調査からも、市民の自然的景観への愛を感じ、鈴鹿山脈の方を向いて見える範囲で木を伐採し太陽光発電施設が設置されることは避けて欲しいとの意見が多い。木を伐採する場合届けていただきどのように伐採するのか把握するため改定を行った。

太陽光発電施設について、カーボンニュートラル社会の実現のため自然的エネルギーの普及を本市として進めている一方、自然的景観を守りたいとの意見もある。景観行政としてどこまで踏み込んでいくのか議論があった。太陽光発電施設を設置するのであれば高さなど景観において配慮していただきたいことを踏まえて今回初めて景観計画の中に太陽光発電施設についての基準を入れた。これは第一歩であり、今後も市内の景観状況を踏まえながら、またカーボンニュートラルの状況も踏まえながら考えていきたい。

議長（会長）

意見等出尽くしたように思いますので、意見をまとめたと思います。

令和6年1月24日付け鈴都計第1077号で諮問のあった諮問第2号鈴鹿市景観計画改定について、本日、審議したところ、原案を適当と判断し、答申をしますが、いかがでしょうか。

（委員に対し異議が無い事の確認）

ありがとうございました。

これで、本日審議いただく諮問案件は終了しました。答申案を事務局に作成させますので、事項書2番その他事項の後に確認をお願いします。

続きまして、事項書2番その他事項について、事務局、説明をお願いします。

事務局

令和6年3月31日をもって、1号委員の皆様は2年間の任期が終了しますので、事務局から個別に次期期間の委員就任を依頼させていただき、4月以降は、新たな体制で審議会を運営させていただきたいと考えています。よろしくをお願いします。以上です。

事務局

議長、答申案が用意できました。いかがでしょうか。

議長（会長）

答申案の配布をお願いします。

(事務局 答申案 配布)

それでは、お手元の答申案の確認をお願いします。

(答申案の確認)

よろしいでしょうか。

(委員に対し異議の無いことの確認)

では答申案のとおり市長に答申します。

これで、本日の議題はすべて終了しました。進行を事務局へ返します。

幹事 (課長)

磯部会長ありがとうございました。本日の審議会において、計画案の承認をいただくことが出来ましたので、鈴鹿市都市マスタープランの改定を終えることが出来ます。つきましては、都市整備部長の今村より一言感謝の言葉を申させていただきます。

幹事 (部長)

都市整備部長の今村です。鈴鹿市都市マスタープランの改定に尽力頂きました、委員の皆様には挨拶申し上げます。3年間にわたり都市マスタープランの改定作業を行ってきました。都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、小委員会の委員の皆様には、お忙しい中、度々開催いたしました会議に出席をいただき、活発な審議をしていただきましたことに感謝申し上げます。おかげさまで、これからの鈴鹿市に有益となる計画を策定できたのではないかと自負しております。開発や農地転用の際、一つの武器として使用していたのが都市マスタープランでした。私にとって思い入れのある計画であり、改定作業においても担当GLと激論を交わしてきました。この改定に皆さんと共に関わったことに感謝申し上げます。今後私たちの後輩が、都市マスタープランをもって鈴鹿のまちづくりに貢献できるようなそんなマスタープランになればと思います。簡単ですが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

幹事（課長）

これをもって、本日の審議会を終わります。ありがとうございました。

上記のとおり第53回鈴鹿市都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 内 山 安 司
(原本は自署)

署名人 金 沢 幸 子
(原本は自署)